

万一の武力攻撃や大規模テロなどに備えて

札幌市国民保護計画



札幌市国民保護計画について

札幌市国民保護計画は、外国からの武力攻撃や大規模なテロ等が発生した際、札幌市が北海道や国、関係機関と連携して、みなさまの生命、身体、財産を保護するために実施する施策をあらかじめ定めておく計画のことです。国民保護法や北海道の国民保護計画に基づき、平成19年2月に策定しました。

札幌市

札幌市国民保護計画の構成

札幌市国民保護計画は5つの編で構成されていて、主な内容は次のとおりです。

第1編 総 論

札幌市国民保護計画の目的、基本方針、対象とする武力攻撃事態の類型などについて記載しています。

第2編 平素からの備えや予防

札幌市の体制の整備、避難施設の指定、物資や資機材の備蓄、国民保護に関する啓発など、平素から備えておくべき事柄について記載しています。

第3編 武力攻撃事態等への対処

警報の伝達や避難の指示の伝達、避難住民の誘導、避難住民に対する救援活動、武力攻撃等による被害の最小化など、武力攻撃事態時に札幌市が実施する国民保護措置について記載しています。

第4編 復旧等

武力攻撃災害により、札幌市の施設や設備に被害が生じた際に実施する一時的な修繕・補修や復旧について記載しています。

第5編 緊急対処事態への対処

大規模テロ等の緊急対処事態への対処を行う際に留意すべき点について記載しています。



計画で使っている主な用語や難しい単語には、欄外や巻末で説明を加えています。

国民保護措置の実施に関する基本方針

札幌市が、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、次のような基本方針を定めました。

- 1 基本人権の尊重
- 2 国民の権利利益の迅速な救済
- 3 放送の自律に対する特別な配慮
- 4 指定公共機関^(※1)及び指定地方公共機関^(※2)の自主性の尊重
- 5 国民に対する情報提供
- 6 高齢者や障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- 7 国民保護措置に従事する者等の安全の確保
- 8 関係機関相互の連携及び協力の確保
- 9 国民の自発的協力

※1指定公共機関：日本赤十字社、日本放送協会、北海道電力など

※2指定地方公共機関：北海道医師会、北海道トラック協会など

高齢者や障がいのある方、外国人等には、情報の伝達、避難や救援などについて特に配慮します。



札幌市国民保護計画が対象とする事態

～武力攻撃事態、緊急対処事態～

武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。具体的には次のような事態を想定しています。



緊急対処事態

大規模テロなど、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態。具体的には次のような事態を想定しています。

攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃

ダムの破壊や可燃性ガス
貯蔵施設等の爆破など



多数の人が集合する施設
及び大量輸送機関等に対する攻撃
大規模集客施設、ターミナル
駅の爆破など



攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃

放射性物質を混入させた爆弾などの爆発や生物剤、化学剤の大量散布



破壊の手段として交通
機関等を用いた攻撃
航空機などによる自爆テロ

平素からの備えや予防

札幌市国民保護計画では、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からの備えや予防について記載しています。その主なものは次のとおりです。

- 組織・体制の整備：市職員の参考基準や情報連絡体制、関係機関との連携・協力体制を構築します。
- 避難施設の指定：区域の人口や防災のための避難場所の指定状況を考慮して、避難施設をあらかじめ指定します。
- 物資及び資機材の備蓄：防災のための備蓄を活用し、また国民保護で特に必要な物資及び資機材の確保についても、国や北海道と連携して対応します。
- 国民保護に関する啓発：さまざまな媒体を活用して、国民保護の内容や武力攻撃事態時にみなさまが取るべき行動などについて啓発していきます。

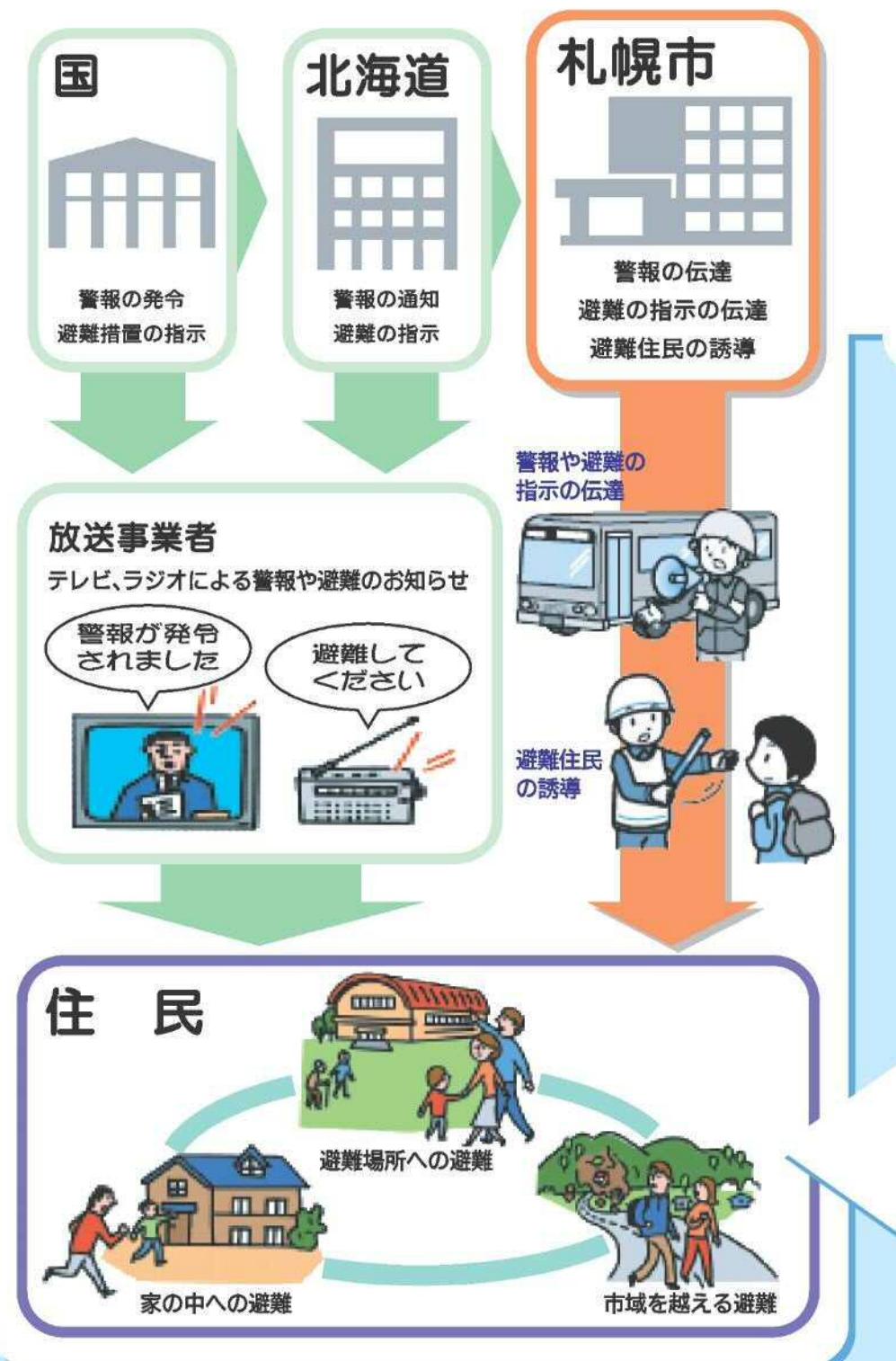
国民保護措置の内容

～警報の伝達、避難の指示の伝達、救援、被害の最小化～

警報の伝達、避難の指示の伝達

国は、武力攻撃や大規模テロなどから国民の生命、身体及び財産を保護するため緊急の必要があると認められるときは、警報の発令や避難措置の指示を行います。

警報や避難の指示は、札幌市のホームページや広報車などあらゆる通信手段や伝達方法を活用してみなさまに伝達します。



警報とは

国内で武力攻撃が発生した場合などに、どのようなことが、どこで発生したあるいは発生するおそれがあるのか、みなさまにどのような行動をとってほしいのかといった内容を、国が全国民に発令するものです。

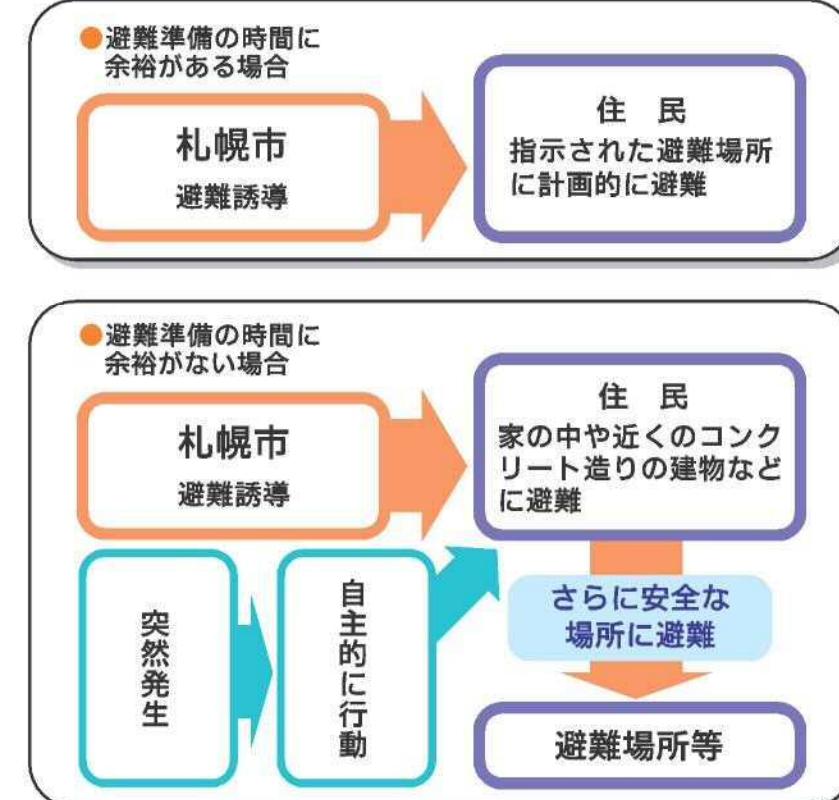
避難の指示とは

国から札幌市が避難を要する地域と示された場合に、北海道と札幌市が定める避難の経路や手段その他避難方法をみなさまに伝達するものです。



〈避難方法のイメージ〉

避難の方法はいろいろな場合が考えられますが、避難準備の時間に余裕がある場合とない場合では、基本的に次のようにになります。



救 援

札幌市は、北海道や関係機関等と連携し、避難住民の救援活動を行います。

国 救援の指示

北 海 道

札幌市 救援の実施

避難場所の開設、食品の給与・飲料水の供給、生活必需品の提供、医療の提供など



協力

医療関係者
日本赤十字社

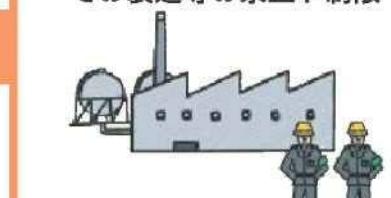
被 害 の 最 小 化

札幌市は、国、北海道、施設管理者などと連携して、武力攻撃等による被害をできるだけ小さくするために対処します。

生活関連等施設の安全の確保



危険物、高圧ガスなどの取扱所での製造等の禁止や制限



警戒区域の設定



消火、救助及び救急活動



みなさまにお願いしたいこと

警報が発令されたら

〈情報収集〉

ラジオ、テレビなどを利用し、情報を収集するようにしましょう。



武力攻撃や大規模テロなどが近くで発生した場合には

〈屋内にいる場合〉

- ドアや窓を全部閉めましょう。
- ガス、水道、換気扇を止めましょう。
- ドア、壁、窓ガラスから離れましょう。



〈屋外にいる場合〉

- 近くにあるしっかりとして、壊れにくい建物や地下施設などの屋内に避難しましょう。
- 自動車等を運転している場合には、緊急車両の妨げとなるよう、道路の左側端や道路外の場所に止めましょう。



避難の指示が出されたら

避難の指示が出された場合、指示に従い落ち着いて行動するようにしましょう。

- 丈夫な靴、長袖シャツ、長ズボンや帽子を着用しましょう。
- 非常持ち出し品を持参しましょう。
- 身分を証明できるものを携行しましょう。
- 家の戸締りをしましょう。
- 近所の人に声をかけましょう。
- 札幌市からの指示に従い、避難しましょう。

国民保護におけるみなさまの協力

国民保護措置は、札幌市、道、国が実施しますが、被害を最小限にするには、みなさまの協力が必要となります。

不審者や不審物を発見したら、警察署や消防署に連絡をお願いします。

- みなさまの協力は、自発的な意思にゆだねられるものです。要請にあたっては、強制することはありません。
- 札幌市が協力の要請を行う場合は、安全の確保に十分配慮します。要請による協力でみなさまが被害を受けた場合は、その損害を補償します。

日ごろからの備え

〈非常時の持ち出し品〉

地震などの災害に対する備えは、国民保護の備えにも役立ちます。

- 食 品
- 飲料水
- 救急セット
- 衣 類
- 安全具
- 貴重品
- その他(携帯ラジオ、懐中電灯、手袋など)



〈赤ちゃんのために〉

- ミルク
- ほ乳瓶
- おむつ など

〈高齢者や障がいのある方のために〉

- おぶいひも
- 常備薬
- 担架 など



国民保護 Q&A

Q なぜ、平和な日本で、国民保護計画が必要なのですか？

A 平和に暮らしていくためには、今後も引き続き、平和の大切さや尊さについて訴え続けていくことが何より大事なことです。しかし、万一の事態に備えて、みなさまの生命、身体、財産を守るため、対応策を事前に備えておく必要があることから、国民保護計画を作成することになっています。

Q 自然災害への対応との違いは？

A 自然災害は、気候・地形など主に地域の特性により発生する場合が多くありますが、武力攻撃や大規模テロは、不特定の地域において、しかも組織的、意図的に引き起こされる可能性が高く、その対応はおのずと異なります。

例えば、みなさまが避難する場合、自然災害では、最寄りの避難場所に避難していただくことが原則となりますが、国民保護では、国から避難を要する地域と安全な地域が示され、札幌市が定める避難経路や手段で、市職員等の誘導により避難していただくことになります。

Q 事態が発生したときに、どうすればよいのですか？

A 札幌市による広報やテレビ・ラジオ放送で情報を収集してください。

札幌市から避難の指示があった場合は、その指示に従い、落ち着いて行動していただくよう、お願いします。

Q 私たちの人権は守られるのですか？

A 国民保護措置を実施するにあたっては、基本的人権が最大限尊重されなければなりません。ただし、避難や救援の実施に伴い、国民の権利と自由が仮に制限されることになった場合は、権利利益の救済に係る手続をすみやかに処理するため、みなさまからの問い合わせに対応する総合的な窓口を設置し、電話などにより相談を受け付けることとしており、その連絡先等をすみやかにお知らせします。

Q 計画には私たちの意見が反映されているのですか？

A 札幌市国民保護計画を作成するにあたり、広くみなさまに情報を公開し、みなさまの意見をいただきながら作業を進めてきました。

例えば、札幌市国民保護計画を審議する機関である札幌市国民保護協議会に、公募委員として防災や災害時の活動に関する知識や経験を有する方3名にご参加いただきました。

また、パブリックコメントを実施して、みなさまのご意見を反映するように努めました。

さらに、協議会の審議内容や結果、配布資料をホームページ等を利用して公表いたしました。

札幌市国民保護計画の作成にあたって

札幌市国民保護計画は、
次の点に留意して
作成しました。

札幌市の特性に配慮

- 積雪寒冷地
- 交通・情報システム等の集積
- 大規模集客施設等の集中
- 文化・観光の拠点

災害対策の仕組みの活用

- 地震
- 風水害
- 大規模な事故による災害

市民や関係機関の意見の反映

- 札幌市国民保護協議会
- 計画作成過程の情報公開
- パブリックコメント



このマークをご存知ですか？

これは、国民の保護のための措置を行う人や車両などを識別するため、ジュネーヴ諸条約等で定められている標章で、**特殊標章**といいます。

札幌市国民保護計画の閲覧について

札幌市国民保護計画は次の場所で閲覧可能です。また、札幌市危機管理対策室のホームページでも閲覧できます。

- 札幌市危機管理対策室(市役所本庁舎6階北側)
- 区役所総務企画課広聴係、まちづくりセンター
- 危機管理対策室ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/kikikanri/>

〈お問い合わせ先〉

札幌市危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

TEL : **011-211-3062**

FAX : **011-218-5115**